

## 産業資本確立期における雇傭労働(二)

古庄正

## Ⅲ

七 前節においてわれわれは足利織物業における産業資本の確立過程を、(一)生産過程の機械化が急速に進行するが、それは主として「工場」(マニユ)に限られていた段階と、(二)「工場」のみならず「家内工業」、「織元」および「賃織業」にまでも力織機が普及し、全体として産業資本が確立する段階に分けて考察した。そこで以下においてはこれら二つの段階に照応する雇傭労働力の実態を検討すべきであるが、第一の段階の雇傭労働力についてはすでに別稿<sup>(註)</sup>で詳細に検討したので、ここではもっぱら第二の段階のそれを分析するにとどめたい。幸いにこの時期の雇傭労働力については、足利郡三重村の阿部和蔵工場および穴原松太郎工場の資料が比較的まとまって残存しているので、これらを手掛りとして考察を進めることとしよう。

はじめに、両工場の経営の沿革と概要を簡単にみることに

したい。

阿部工場の創立は官庁統計によれば天保九年にさかのぼる。阿部家の経営資料はその大部分が散逸しているので、同家の織物業経営の動向については詳細を知ることができない。明治三〇年代初頭の官庁統計にはまだその姿を現わしていない。しかし同四三年の『栃木県勧業年報』によると、男子三名、女子一四名を雇傭し、年間タフター一、六〇〇反を生産する典型的な織布型マニユ<sup>(註)</sup>となっている。大正初年の調査<sup>(註)</sup>によれば、阿部家は田畑五反七畝四歩を所有するにすぎず、したがって同家はいわば農民マニユとみることができよう。その後大正年間にはいると職工数では若干増加するにとどまったが、経営規模そのものは著しく拡大され、そして同六年ごろから動力を採用し、徐々に機械制工場に移行している(第9表参照)。大正九年度の統計によれば、職工数では足利地方四八「工場」中の二四位、生産額では五〇「工場」中の三四位を占める中位の経営であった(第10表参照)。

第9表 阿部および穴原「工場」の概要

年 度	阿 部 工 場				穴 原 工 場			
	職 工 数		生 産 額	動 力	職 工 数		生 産 額	動 力
	男	女			男	女		
明治43	3	14	14,950 <sup>円</sup>	0 <sup>HP</sup>	1	26	19,776 <sup>円</sup>	0 <sup>HP</sup>
大正 4	3	17	15,855	0	2	25	21,000	1
5					3	33	32,450	1
6	2	16	24,118	1	1	32	28,500	1
7	3	17	31,825	1	2	24	32,800	0
8	3	17	47,309	2	2	21	69,800	275 <sup>ボツド</sup>
9	3	17	50,488	2	—	—	59,180	—
10	3	12	32,172	2	2	13	35,515	1

出所：『栃木県統計書』「工場一覧表」より作成

第10表 織物「工場」の規模別生産額（大正9年）

規 模 別	工 場 数		生 産 額	
	実 数	%	実 数	%
50万円 ~	2	4.0	1,965,668 <sup>円</sup>	28.4
20 ~50	4	8.0	1,972,845	28.5
10 ~20	13	26.0	1,754,313	26.8
5 ~10	13	26.0	777,907	10.1
~5	18	36.0	443,499	6.2
計	50	100.0	6,914,232	100.0

出所：『栃木県統計書』「工場一覧表」より作成

第11表 織物「工場」の規模別職工数（大正9年）

規 模 別	工 場 数		職 工 数	
	実 数	%	実 数	%
100人 ~	2	4.2	319	24.0
50 ~100	3	6.2	189	14.2
30 ~ 50	7	14.6	267	20.1
15 ~ 30	14	29.2	306	23.1
~ 15	22	45.8	247	18.6
計	48	100.0	1,328	100.0

出所：『栃木県統計書』「工場一覧表」により作成 注 本表では職工数不明の二「工場」を除いた。

穴原工場の創業は官庁統計によれば明治三二年となつてゐる。ここでも経営史料が欠落しているので経営の詳細は不明であるが、明治四三年の『勸業年報』によると、男子一名女子二六名を雇傭し、年間紋タフタ四、一二二反を生産する典型的な織布型マニユであつた。穴原家も大正二年段階では田畑四反七畝一七歩しか所有しておらず、阿部家とともに農民型マニユであつたといひうる。<sup>(50)</sup>大正期になると職工数ではむしろ減少するが生産額は急増し、大正四年ごろからしだいに機械制工場に移行しはじめる。九年には職工数では一九位、生産額では二三位を占め、この地方における織物業の代表的工場の一つとなつてゐる。

47 拙稿「農村工業における雇傭労働」—駒沢大学商経学会『研究論集』3一四三ページ以下参照

48 筆者は別の機会に明治末期における足利織物業のマニユの実態を官庁統計を手がかりとして分析した。その結果、いわゆる織物「工場」は基本的には(a)準備・仕上型マニユ(b)織布型マニユ(c)混合型マニユに区分できることを指摘してゐた。(b)は「工場」内生産を主とし、賃機を有しないことが特徴である(拙稿「明治末期の織物マニユファクチャ」—『社会経済史学』第二八巻第六号八ページ参照)。明治期における阿部家の織物経営の形態がまさしくこうしたものであつたことは聴き取りによつても確認されてゐる。

49 大正二年『三重村土地集計簿』による。

50 なお穴原家は大正九年には足利郡きつての地主である岡嶋忠助家から田五畝歩を買い受けており(「売渡証」)、また同年には田二反二〇歩を小作人二名に貸付けている(「小作之証」という事実を知りうる。しかしそうした土地の集積とその貸出は、同家の全経営のなかではほとんど無視しうる程度の比重しか占めてゐない。

#### IV

八 さて、穴原工場には「雇傭契約書」および「見習職工契約書」九三通が残されてゐる。いまこれを整理して表示すると第12表のようになる。まず労働力構成についてみると、同工場のばあい「人員ハ総テ寄宿者ニシテ通勤ノ者ナシ」(「職工雇入解雇月表」)といわれるように、通勤の日雇労働力はまったく存在しておらず、すべて年期奉公人であつたと思われる。対象とする九三名のうち、年期不明の四人を除けば男子一四名女子七五名となるが、これを年期別にみると第13表のとおりである。マニユ段階においても典型的にみられ、またさきの第一段階においてもかなり明確に確認された長年期奉公人と短年期奉公人との併存関係は、ここでもなおはっきりその痕跡を留めてゐる。この点を年期と年令との関係においてみると、第14表のように年期三年未満年令一六歳以上の成年熟練労働者と、年期四年以上年令一六歳未満

産業資本確立期における雇傭労働(一)(古庄)

No.	性別	年齢 (契約時)	本籍地	契約年月	年期	賃金						前借額		様式
						1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年以上	総額	契約時	
48	m	17	群馬県	5-4	3	最初月10円	未定	"				30	30	A'
49	f	?	"	5-4	2	Y	Y					30	30	A'
50	f	14	下都賀郡	5-4	5	日給40銭	Y	Y	Y	Y		30	30	A'
51	m	13	群馬県	5-10	4	日給45銭	Z	Z	Z			50	30	A'
52	f	16	三和村	5-10	1.7	Y	Y					50	50	A'
53	f	14	"	6-1	3	最初日給40銭	Y	Y	Y			(不明)		A'
54	m	12	群馬県	6-9	5	月給5円	Z	Z	Z	Z		20	20	B
55	f	13	三和村	6-10	5	日給35銭	Y	Y	Y	Y		(不明)		A'
56	f	17	"	6-10	3	日給35銭	Y	Y				( " )		A'
57	f	?	?	7-1	5	(不明)						40	20	
58	f	?	三和村	7-4	2	(不明)						(不明)		A'
59	f	14	群馬県	7-6	4	(不明)						( " )		A'
60	f	14	三和村	8-3	5	Y	Y	Y	Y	Y		( " )		A'
61	f	13	"	8-4	5	(不明)						40	40	A'
62	f	?	群馬県	8-1	2	Y	Y					30	30	A'
63	f	17	"	8-9	3	Y	Y	Y				100	50	A'
64	f	18	"	8-9	3	(不明)						70	70	A'
65	f	15	群馬県	8-9	3	( " )						70	70	A'
66	f	13	埼玉県	8-10	5	( " )						50	50	A'
67	f	?	群馬県	8-10	5	( " )						60	30	A'
68	f	14	"	9-1	5	Y	Y	Y	Y	Y		50	50	A'
69	f	?	下都賀郡	9-6	5	(不明)						50	50	
70	m	12	山前村	9-6	5	年25円	30円	40円	50円	60円	(200円)	50	50	A'
71	f	18	群馬県	9-8	2	(不明)								
72	f	21	"	9-9	3	Y	Y	Y				20	20	A'
73	f	?	"	10-1	2									
74	f	22	三和村	10-1	2									
75	f	14	群馬県	10-1	5	Y	Y	Y	Y	Y		50	50	A'
76	f	?	埼玉県	10-3	3	Y	Y	Y				50	50	A'
77	f	14	群馬県	10-3	5	Y	Y	Y	Y	Y		(不明)		A'
78	f	19	下都賀郡	10-4	3									
79	m	20	山辺村	10-5	3	(不明)						(不明)		A'
80	f	22	足利町	10-9	2	( " )						( " )		A'
81	f	13	下都賀郡	10-9	5	Y	Y	Y	Y	Y		50	30	A'
82	f	19	茨城県	10-10	1	10円								
83	f	16	群馬県	11-1	3	Y	Y	Y				30	30	A'
84	f	13	"	11-4	5	日給35銭	Y	Y	Y	Y		30	30	A'
85	f	12	"	11-4	5	日給35銭	Y	Y	Y	Y				A'
86	f	13	"	11-5	5	日給35銭	Y	Y	Y	Y		(不明)		A'
87	m	14	"	11-12	5	日給35銭	Y	Y	Y	Y				A'
88	f	20	下都賀郡	12-1	2	Y	Y					35	35	A'
89	f	14	群馬県	12-2	5	日給35銭	Y	Y	Y	Y		30	30	A'
90	f	14	下都賀郡	13-3	5	Y	Y	Y	Y	Y		50	50	A'
91	f	?	群馬県									35	30	
92	f	?	三重村	14-4	3	日給45銭	Y	Y				(不明)		C
93	f	?	"	14-4	3	日給45銭	Y	Y				( " )		C

出所：穴原工場「雇傭契約書」「見習職工雇傭契約書」により作成。

注 1 炊事女子被雇者4名は除外する。

2 表中X = 「織高」、Y = 「請負」、Z = 順次昇給を示す。

第12表 雇人契約関係表 (穴原工場)

No.	性別	年齢 (契約時)	本籍地	契約年月	年期	賃金						前借額		様式
						1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年以上	総額	契約時	
1	f	16	群馬県	大正10-2	4	日給35銭	X	X	X			85	50	B
2	f	?	山前村	11-7	2	Y	Y					70	70	A
3	m	?	"	12-2	2	Y	Y					160	80	A
4	m	?	三和村	12-3	1.11	Y	Y					50	50	A
5	f	16	愛知県	12-4	2	Y	Y					60	60	A
6	f	14	茨城県	12-7	2.4	Y	Y	Y				(不明)		B
7	f	?	三和村	12-7	5	日給40銭	Y	Y	Y	Y		50	50	A
8	f	15	那須郡	12-11	3	日給40銭	Y	Y				54		A
9	f	14	秋田県	12-11	3	日給40銭						57	57	A
10	m	?	福島県	12-12	7	月額5円	Z	Z	Z	Z	Z	50	50	A
11	f	?	山前村	13-1	2	Y	Y					(不明)		A
12	f	13	"	13-1	4	日給35銭	Y	Y	Y			50	50	A
13	m	?	"	13-3	6	月額4.5円	Z	Z	Z	Z	Z	50	50	B
14	f	?	群馬県	13-3	2	Y	Y					70	70	A
15	f	?	"									150	50	
16	f	?	足利町	13-12	3	Y	Y	Y				70	70	A
17	f	13	下都賀郡	14-2	5	(不明)						180		A
18	f	?	"									100		
19	f	15	三和村	14-4	5	日給35銭	Y	Y	Z	Y		70	20	A
20	f	17	"	14-8	3	(不明)						140	140	B
21	m	11	下都賀郡	14-9	5	月額5円	Z	Z	Y	Z		185	50	B
22	f	15	"	14-11	3	日給40銭		(不明)				100	100	A
23	f	19	三和村	15-1	3	Y	Y	Y				50		A
24	m	19	安蘇郡	15-3	1.9	日給60銭	Z	Z				50	50	A'
25	f	?	安埵玉	15-4	4	日給40銭	Y	Y	Y			60	60	A'
26	f	13	群馬県	15-4	3	日給40銭	Y	Y				110	100	A'
27	f	?	?	?	?			(不明)				75	75	
28	f	14	三和村	昭和2-1	3.5			(不明)				(不明)		
29	f	12	群馬県	2-3	5	年20円	30円	5ヶ月は15円	日給又はY	"		130	30	B
30	f	17	山前村	2-3	3	日給40銭	Y	Y	Y			50	50	A'
31	m	16	三和村	2-6	3	日給55銭	Z	Z	日給又はY			(不明)		
32	f	11	下都賀郡	3-1	6	年30円	30円	1月10円	Y			50	50	A'
33	f	18	"	3-4	3	Y	Y	Y				50	50	A'
34	f	16	山前村	3-4	2	Y	Y					170	50	A'
35	f	?	"	3-4	5	日給40銭	Y	Y	Y	Y		120	50	A'
36	f	15	三重村	3-6	3	日給40銭	Y	Y				60	60	A'
37	f	19	三和村	3-7	2	Y	Y					100	100	A'
38	f	?	山前村	4-2	3	Y	Y	Y				30	30	A'
39	f	11	群馬県	4-3	6	年25円	30円	35円	日給又はY	"	"	100	50	A'
40	m	20	埵玉	4-4	2	Y	Y					30	30	A'
41	f	17	"	4-7	2	Y	Y					50	50	A'
42	f	19	足利町	4-7	2	(不明)						(不明)		
43	f	13	群馬県	4-8	5	日給35銭	日給又Y	"	"	"		50	50	
44	f	16	三和村	4-12	2	Y	Y					25	25	
45	f	17	"	5-1	3	日給40銭	Y	Y				270		A'
46	f	17	山前村	5-1	3	日給40銭	Y	Y				(不明)		A'
47	f	18	上都賀郡	5-3	2	Y	Y					25	25	A'

産業資本確立期における雇傭労働(二)(古庄)

第14表 女子雇人の年期と年令の相関関係(穴原家)

年期 年令	年期							不明	計
	1	2	3	4	5	6			
20歳以上		3	1						4
19	1	2	2						5
18		2	2						4
17		1	6						7
16	1	3	1	1					6
15			4		1				5
14		1	3	1	7				12
13			1	1	8				10
12					2				2
11					1	2			3
不明		7		1	4			4	21
計	2	19	25	4	23	2	4	4	79

出所：穴原家「雇傭契約書」および「見習職工雇傭契約書」より作成

第13表 雇傭労働力の契約期間

年期	田部井		西田		阿部		穴原	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1	1	8	1	13		8	2	2
2		7		18		15	2	19
3	3	4		6	1	15	3	25
4	1	3	1	6		17	1	4
5		8	6	4	9	31	4	23
6	2	1		2		1	1	2
7		3		5		3	1	
8		3	1					
9		1						
計	7	38	9	54	10	90	14	75

出所：田部井工場については明治31年「雇戸籍簿」、西田工場については大正6年「雇人口取帳」、阿部工場については「職工調査表」、穴原工場については「雇傭契約書」および「見習職工雇傭契約書」より作成

第15表 穴原工場の労働力構成

年 月	～14		14～15		15～16		16～		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大正13・1		3		1		3	2	4	2	11
2		3		1		3	2	7	2	14
3		5		1		3	2	5	2	14
4		4		2		2	2	7	2	15
5		4		3		2	2	8	2	17
6		4		3		2	2	8	2	17
7		4		3		2	2	8	2	17
8		4		3		2	2	8	2	17
9		2		5		2	2	7	2	16
10		2		5		1	3	7	3	15
11		2		5		1	3	7	3	15
12		2		5		2	3	7	3	16

出所：「職工雇入解雇月表」より作成

の未熟練労働者からなっており、この傾向をいっそう明瞭に読みとることができる。しかし長年期奉公人と短年期奉公人との構成比は大きく転換しており、男子では全体の五〇%、女子では六一・三%が年期三年未満の労働者となっている。同一時点での労働力構成についても、成年熟練労働者と未成年不熟練労働者との比率はほとんど同じである。すなわち男子雇人のばあい例外

なく年令一六歳以上のものであり、女子雇人についてもその大半が一六歳以上の成年熟練労働者であった。

阿部工場の雇傭労働力についてもほぼ同様の傾向を指摘することができる。阿部家には大正五年から昭和一〇年までの「職工調査表」一二〇通が保存されているが、いまこれを基にして年別労働力構成を示すと、前出第13表のとおりであ

第16表 女子雇人の年期と年令の相関関係(阿部家)

年期 年令	1	2	3	4	5	6	7	不明	計
20歳以上	4	3		1				7	15
19 "		4						1	5
18 "	1	4	1					1	7
17 "	1	1	2	1					5
16 "		1	3	1				1	6
15 "		1	5	5	2			1	14
14 "			2	4	1			2	9
13 "	1		3	3	15			1	23
12 "				2	11		1		14
11 "	1				1		2	2	6
10 "					1	1			2
計	8	14	16	17	31	1	3	16	106

出所：阿部家「職工調査表」により作成

り、またこれを年期と年令との関連でみると第16表のごとくである。長年期奉公人と短年期奉公人との併存関係はここでも同様に看取され、それは年令一六歳以上の成年熟練労働者を主とする年期三年未満の短年期奉公人と、一五歳未満の不熟練労働者を主とする年期四年以上の長年期奉公人とからなっていたことが知られるのである。ここでは穴原工場と異なつて、長年期奉公人の占める比重が依然として高く、全体の五七・八%にのぼっている。しかし同工場の雇傭労働力には、この他に年期の判明しないもの二〇名(男子四名女子一六名)があり、それを年令別にみると一一名(男子二名女子九名)が一八歳以上の成年労働者であり、しかもこのうち五名(男子一名女子四名)は二〇歳以上の通勤労働者であった。こうしたことを考慮するならば日雇および短年期奉公人の全体に占める比重は、穴原工場に劣らず高いものであったとみることもができる。

九 かくして織物業における機械制工業の確立は、そこでの労働力基盤をしないで長年期の不熟練労働者から、日雇および短年期の熟練労働者に移したのであるが、しかしこの段階における労働力の進化はこうした形態的側面にとどまるものではなかった。年期制という古い形態を踏襲しつつも、その内容は大きく変貌をとげた。このことはとくに契約条件のなかにはつきりと示されている。まず長年期奉公人の契約状

況を「見習職工雇傭契約書」によつてみることにしよう。

参銭印紙

見習職工雇傭契約書

栃木県足利郡三重村大字五十部一、六一五

保証人割印

番地機業

甲 工業主

穴原松太郎

原籍群馬府山田郡毛里田村大字市場一四番地

乙 労務者

日野キヨ

明治卅八年十月二十八日生

々々府々市々々郡々々村大字々々番地居住

丙 保証人 右労務者後見人 日野彦平

夫

右当時者間ニ於テ雇傭契約ヲ為スコト左ノ如シ

一、乙ハ甲ノ指揮ニ従ヒ甲ノ定ムル工場規則ヲ遵守シ誠実勤勉ニ其ノ工場ニ於ケル一切ノ労務ニ服シ甲ハ之ニ対シ賃金ヲ与フルコトヲ約ス

二、本契約ノ期間ハ大正十年二月十三日ヨリ大正十四年二月十二

日 至ル満四ヶ年トス

三、甲ハ乙ニ左表ニ依リ賃金ヲ支給ス

初年度	二年度	三年度	四年度	五年度
日給二十五銭	織高	織高	織高	織高
六年度	七年度	八年度	九年度	十年度

産業資本確立期における雇傭労働(古庄)

四、甲ハ乙ニ対シ通貨ヲ以テ毎月一回以上賃金ノ支払ヲ為スベシ

但シ甲ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ大正八年八月末日迄ハ従前ノ習慣ニ依ル賃金ヲ支払フコトアルヘシ

五、甲ハ工場法令ニ定メラレタル一切ノ場合ニハ遅滞ナク賃金ヲ

支払且貯蓄金アル時ハ直ニ之ヲ返還スヘシ

六、甲ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル時ハ乙ガ本契約ニ違反シ又ハ

乙ノ責ニ帰スヘキ事由ニ依リテ解雇セラル、場合ニ乙ノ有スル

貯蓄金中甲ノ給与ニ係ル部分ヲ交付セサルコトアルヘシ

七、乙ハ契約年限中ハ止ムヲ得サル事情ノ為労務ニ服スルコト能ハサル場合ノ外解約ノ申出ヲ為サザルヘシ

八、乙ハ前項ノ場合ニ少ナクトモ二週間以前ニ申出甲ノ承諾ヲ得

ヘシ

九、乙ガ故ナク解約ノ申込ヲ為シタル場合ハ甲ニ対シ之ガ為メニ

生シタル損害ヲ賠償スヘシ

一〇、丙ハ乙ガ本契約ヲ為シタルコトニ同意シ且乙ヲシテ本契約ヲ遵守セシムヘシ

一一、丙ハ乙ガ現今他ニ被雇中ノモノニアラサルコトヲ証シ且乙

ノ身上ニ関スル一切ノ事故ヲ引受ケ乙ヨリ甲ニ対シテ賠償又ハ

返還ノ義務アル場合ハ之ガ連帯ノ責ニ任ズ

右契約ヲ証スル為メ証書三通ヲ作製シ各自其一本ヲ保存ス

大正十年二月十三日

工場主、労務者、保証人氏名 各印

この契約書はいうまでもなく、従来「機業伝習」の名目で雇傭されていた、長年期奉公人の「請状」をモデルとして作



成されたものであるが、それにもかかわらず、ここではいくつかの点で大きな進歩がみられる。第一に、旧来の「請状」にはかならず明記されていた「機業伝習ノ為」という一句が削除され、それにかわって「雇傭」という文字が表現され、「見習」から「雇傭」への移行が契約上にも明示されている。農村副業としての賃機の大巾な解体は、いわゆる「機業伝習」の意義を著しく減少せしめたからである。第二に、現物給与は原則として廃止され、これにかわって毎月一回以上通貨をもって賃銀が支払われるようになり、またほとんど無償労働に近い賃銀形態、ことに初年零から始まる年期昇給制はまったく姿を消し、これにかわって初年度は日給、次年度からは「織高」に依りて賃銀が支給されるようになった。このことは、拙稿「農村工業における雇傭労働」で分析した明治末期の西田マニユの雇傭労働力の賃銀形態と、前掲第12表のそれとを比較するならば一目瞭然である。労働力の商品化はこの形態においても著しく進行したことがわかる。つぎに短年期奉公人の契約状況を「雇傭契約書」によって探ってみよう。

雇傭契約書

参銭印紙

栃木県足利郡三重町大字五十部一六一五番地

機業

穴原割印

甲 工業主

穴原 松太郎

右当事者間ニテ雇傭契約ヲ為ス事左ノ如シ

- 一、乙ハ甲ノ指揮ニ従ヒ甲ノ定ムル工場規則ヲ遵守シ誠実勤勉ニ其ノ工場ニ於ケル一切ノ労務ニ服シ甲ハ乙ニ対シ賃金ヲ与フルコトヲ約ス
- 二、本契約ノ期間ハ大正十一年七月十七日ヨリ大正十三年七月十六日ニ至ル満弍年トス
- 三、甲ハ乙ニ対シ左表ニ依リ賃金ヲ支給ス 但シ経済ノ景況ニ依リ増減スルコトアルヘシ

初年度		二年度		三年度		四年度		五年度	
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
額		額		額		額		額	
金請負		金請負		金		金		金	

- 四、甲ハ工業ノ都合ニ依リ一定ノ割合ヲ以テ製造高ニ応ジ賃金ヲ支払フコトアルヘシ

- 五、甲ハ乙ニ対シ通貨ヲ以テ毎月一回以上賃金ノ支払ヲ為スヘシ
- 六、乙ノ便宜上食事衣服其他ノ物品ヲ給シタルハ毎月賃金中ヨリ其実価格ヲ控除ス

- 七、甲ハ工場法令ニ定メラレタル一切ノ場合ニハ遅滞ナク賃金ヲ

原籍栃木県足利郡山前町大字山下三〇弍番地  
 乙 労務者 富岡ハナ  
 丙 保証人 親権者又ハ後見人有 富岡繁八  
 其ノ婦ナルハ夫

支払ヒ且貯蓄金アル時ハ直ニ之ヲ返還スヘシ

八、甲ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル時ハ乙ガ本契約ニ違反シ又ハ

乙ノ責ニ帰スヘキ事由ニ依リ解雇セラル、場合ニ乙ノ有スル貯

蓄金中ノ給与ニ係ル部分ヲ交付セサルコトアルヘシ

九、乙ハ契約年限中ハ己ムヲ得サル事情ノ為勞務ニ服スルコト能

ハサル場合ノ外解約ノ申出ヲ為ササルヘシ

十、乙ハ前項ノ場合ニハ少ナクトモ二週間以前ニ申出甲ノ承諾ヲ得ヘシ

一一、乙ガ故ナク解約ノ申込ヲ為シタル場合ハ甲ニ對シ之ガ為ニ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

一二、丙ハ乙ガ現今他ニ被雇中ノモノニアラサルコトヲ証シ且乙ノ身上ニ関スル一切ノ事故ヲ引受ケ乙ヨリ甲ニ對シ賠償又ハ返還ノ義務アル場合ハ之ガ連滞ノ責ニ任ズ右契約ヲ証スル為メ此証書三通ヲ作製シ各自其一本ヲ保存ス

大正十一年七月十七日

工業主

穴原松太郎

勞務者

富岡ハナ

保証人

富岡繁人

印

母印

印

契約書に示されているように短年期奉公人のばあい、長年期奉公人に比べて労働力の商品化はいっそう進んでいた。第一に、食事または衣類などの現物給与は原則として排除され、便宜上現物給与をなすばあいには、毎月賃銀のなかからその価格を控除することになった。第二に賃銀は出来高制と

産業資本確立期における雇傭労働(一)(古庄)

なり、しかも毎月一回以上通貨をもって支払われることとなった。

一〇 雇傭労働力にみられるこのような一定程度の近代化を可能かつ必然化せしめた要因は、経営主体における生産過程の機械化と、それに伴なう生産性の向上を度外視すれば、さしあたりつぎの二点に求めることができよう。その一つは工場法の発効であった。同法は明治三十一年、当時の労働運動の成長に対応して議会上程されたが、反対が多く結局否決されてしまった。しかし同四年二月には議會を通過し、翌三月公布され大正五年ようやく実施の運びとなった。同法は(一)二歳未満のものの使用を禁ずること、(二)婦人および一五歳未満の少年を保護することを主な目的としていたが、その適用範囲は職工一五人以上の工場と、事業の性質上危険なものであるいは衛生上有害なものに限られており、また深夜営業の禁止規定も、その施行が一五年間延期されることになっていたので、きわめて不完全なものであった。しかしそれにもかかわらず、工場法の施行はとくに賃銀形態などの面でおくれた労働力の近代化に、少なからず貢献したことは事実であった。前掲「見習職工契約書」および「雇傭契約書」が、じつはこうした工場法の主旨にそって作成された契約様式であったことは、このことを雄弁に物語るものである。

いま一つは機械制工業の確立に伴なう小生産者、なかんず

表17第 織物業の規模別機業戸数・機台数・職工数（足利郡）

年度		大 12	大 14	昭 2	昭 4	昭 6	昭 8	昭 10	昭 12	
10 台 末 満	機業戸数	6,244	4,981	3,566	2,787	2,134	1,518	1,532	1,584	
	機台数	力織機	948	891	1,709	3,074	3,269	2,877	3,744	3,643
		手織機	7,948	6,178	4,229	2,433	1,769	1,135	1,001	1,155
職工数	男	1,624	773	978	759	758	582	740	500	
	女	8,460	6,743	4,730	4,165	3,714	2,743	3,039	2,936	
10 〜 50 台	機業戸数	50	92	120	250	293	379	581	676	
	機台数	力織機	864	1,283	1,827	3,424	4,449	5,832	8,560	10,446
		手織機	121	175	0	0	0	0	0	0
職工数	男	209	257	215	493	518	783	1,225	958	
	女	833	921	1,248	1,822	2,637	3,543	5,251	5,502	
50 台 以 上	機業戸数	15	15	17	9	15	17	34	33	
	機台数	力織機	2,090	1,538	1,841	1,653	1,745	1,998	2,900	3,078
		手織機	0	0	0	0	0	0	0	0
職工数	男	1,034	277	234	300	257	317	534	552	
	女	2,682	1,110	1,792	1,350	1,461	1,768	2,613	2,180	
合 計	機業戸数	6,309	5,088	3,703	3,046	2,442	1,914	2,147	2,283	
	機台数	力織機	3,902	3,712	5,377	8,151	9,463	10,707	15,264	17,167
		手織機	8,069	6,348	4,229	2,433	1,769	1,135	1,001	1,155
職工数	男	2,867	1,307	1,427	1,552	1,533	1,682	2,499	2,010	
	女	11,979	8,774	7,770	7,337	7,812	8,054	10,903	9,593	

出所：『栃木県統計書』より作成

産業資本確立期における雇傭労働(一)(古庄)

く賃機の解体であった。一般にマニユはその生産力の限界性に規定されて「社会的生産をその全範囲において把えることも、その深部において変革することもできない」といわれるが、この傾向は足利地方においてはとくに顕著であった。ここでは「足利土着の職工は多く其技術を習得する間こそ徒弟として工場内に止まれども一旦其技に達するときは直に自家に帰りて賃機に従事する癖<sup>55</sup>があったのでマニユが賃機を容易に破壊できなかつたばかりでなく、マニユの形成そのものがきわめて困難であった。しかし機械制工業の確立は賃機を破壊し、こうした傾向に終止符をうった。官庁統計によれば大正一〇年には賃機はなお八千戸を数えたが、その後急速に姿を消し、昭和一〇年

第18表 女子雇人の年期と出身地の相関関係（穴原家）

出身地		年期								計
		1	2	3	4	5	6	7	不明	
栃 木 県	足利郡山前村		3	3	1	1				8
	三和村	1	4	6		5				16
	三重村			3						3
	足利町		2	1						3
	(計)	(1)	(9)	(13)	(1)	(6)				(30)
那 下 上	須賀郡		1	3				1	1	12
	郡賀郡		1			6				1
群 馬 県	山田郡		2		1	2				5
	佐波郡		1	1	1	1	1		1	6
	新田郡					2				2
	邑楽郡		2	3						5
	勢多市			2		5			1	7
そ の 他 の 県	愛知県	1	1							1
	茨城県		1							2
	秋田県		1	1	1	1				4
総 計		2	19	25	4	23	2		3	78

出所：穴原家「雇傭契約書」および「見習職工雇傭契約書」より作成

頃にはその大部分が解体し、わずかに二千戸以下に減少し、表によって明らかなく、同工場の女子雇人一〇六名に  
た。第17表に示した織機一〇台末満層の激減は、このことをいって出身地別にみると、足利郡は六一名、その他の郡七名、  
如実に語っている。賃機の解体は当然のことながら、従来と郡馬県二八名、その他の県一〇名となっており、足利郡だけ  
かく困難をきわめた近隣諸村からの熟練労働力の供給をそれで全体の五七・五%を占めた。さらに年期との関連でみると

なりに容易なものとした。前出穴原工場の雇傭労働についてこの点をみると、第18表の示すごとく女子労働者総数七八名のうち不明三名を除いた七五名について、出身地別に検討すると足利郡三〇名、その他の郡一三名、群馬県二四名、その他の県八名となっており、足利郡は四〇・〇%という高い比重を占めている。またこれを年期との関連でみるならば、年期三年未満の短年期奉公人は足利郡二三名、その他の郡六名、群馬県一一名、その他の県六名となっており、短年期奉公人では足利郡が全体の五〇・〇%を占め、圧倒的に多いことが目立っている。これに反して年期四年以上の長年期奉公人は足利郡七名、その他の郡七名、群馬県一三名、その他の県二名となっており、その他の郡および他県の比重が高い。阿部工場の雇傭労働力のばあいにもほぼ同様のこと指摘できる。すなわち第19

第19表 女子雇人の年期と出身地の相関関係(阿部家)

出身地		年期								計	
		1	2	3	4	5	6	7	不明		
栃 木 県	足利郡三重村	2		2	2	3				3	12
	三和村	1	3	6	2	12				4	28
	北郷村			2	4	4				1	11
	足利町		2							2	4
	山辺村				1						1
	名草村					1					1
	山前村			1						1	2
	小保村			1							1
	毛野村				1						1
	(計)	(3)	(5)	(12)	(10)	(20)				(11)	(61)
安蘇郡		4		1	1					6	
上山郡					1	1				1	
群馬県	山田郡	1	2		1			1	2	7	
	北甘楽郡	1	1			1	1	1	1	6	
	群馬郡		1	1				1		3	
	勢多橋市			2	1	8			1	11	
その他の県	埼玉県	3		1						4	
	福島県				1				1	2	
	新茨城		1		2	1				2	
総計	8	14	16	17	31	1	3	16	106		

出所：阿部家「職工調査表」により作成

年期三年未満の短年期奉公人は、総数三八名のうち足利郡二〇名、その他の郡四名、群馬県一〇名、その他の県四名となり、足利郡は五二・六%を占め、ここでもその比重の高さが看取される。年期四年以上の長年期奉公人総数五二名のうち、足利郡は三〇名となっており、ここではこの労働力形態についてもその過半数が足利郡に集中している。かくして工場によりその労働力給源は多少とも異なった様相を呈するけれども、総じていいうることは年期三年未満の短年期奉公人は主として郡内の近隣諸村から供給され、これに反して年期四年以上の長年期奉公人は、かならずしも出身地との必然的な関連はもたないことである。<sup>(56)</sup>しかし短年期奉公人の創出過程は単に賃機の解体に単純化することはできない。穴原工場の女子雇人九三名のうち、年期三年未満のもの四六名についてその契約状況をみると、再契約によるもの八名が含まれており、また阿部工場における年期三年未満のもの三八名についても、そのうち八名がやはり再契約によるものであった(第20表参照)しかもこうした再契約によるもの他に企業間移動によるものも決して少なくなかったことは、従来の研究史において指摘されているところで

第20表 雇人の再契約状況

番号	出身地	年令	契約年月	年期	年令	再契約年月	年期
1	福島県	14	大正1—9	4	19	大正6—9	
2	埼玉県	13	5—1	1	14	6—4	1
3	群馬県	10	明治43—11	6	18	8—4	
4	"	11	43—5	7	19	8—3	
5	足利町	?	大正7—11	?	?	14—10	
6	群馬県	19	13—3	2	22	昭和2—3	1
7	三和村	18	14—2	3	19	3—9	1
8	"	12	14—4	5	22	10—3	
9	山前村	13	13—1	4	17	3—4	2
10	上都賀郡	13	14—2	5	18	5—3	2
11	三和村	14	昭和2—1	3.5	17	5—10	1.7
12	"	17	5—1	3	22	10—1	2
13	群馬県	13	4—8	5	18	9—8	2
14	"	?	8—1	2	?	10—1	2
15	下都賀郡	14	5—4	5	19	10—4	3

出所：阿部家「職工調査表」および穴原家「雇傭契約書」、「見習職工雇傭契約書」より作成 注：番号1～7は阿部家、8～15は穴原家の雇人を示す。

ある。いわゆる遠隔地出身の雇人のばあいでも、再契約によるもの以外の短年期奉公人が少なからず存在するのは、こうした点から説明されなければならない。

51 明治期における足利地方の年期制度は「機織伝習生養成ノ名義ノ下ニ年期契約ヲ為スモノニシテ是等伝習生雇入ノ際には一定ノ給料ヲ定メス唯年期終了後賞与金即年期金ヲ与フヘキコト

産業資本確立期における雇傭労働(古庄)

ヲ約スルモノ」(農商務省商工局務課編『職工事情』第一巻二八五ページ)であった。したがってここでみられる年期昇給制といえども実は年期金の分割払いにすぎなかった。

52 駒沢大学商経学会『研究論集』3一五二ページ第五表参照

53 たとえば織物業においては職工一〇人未満の工場における労働者数は大正六年に全体の六四%、同一〇年には五七%を占めた(三瓶孝子『日本機業史』四九一ページ)。したがって工場法の施行にもかかわらず、過半数の労働者はその適用を受けなかった。

54 岸本英太郎『日本絶対主義の社会政策史』一四二ページ参照

55 織物時報社編『織物時報』一六号—明治三六年一月刊—一四五ページ

56 従来の諸文献においては、長年期奉公人の給源地を農村工業地帯以外のいわゆる遠隔地に求める傾向が目立っているが、しかしそのみに限定することは正しくない。後に述べるように農村工業地帯においても、地主制下の小農民経営の存在する限り長年期奉公人は絶えず再生産された。横山源之助は『日本の下層社会』のなかで、「桐生足利地方にては、少しく資産あるは兒女を外に出して工女と為すを快しとせず、家に置きて賃機に従事せしむ、されば工女となるは多くは、其日の生活にだも堪へ得ざる貧家の児にして、其の父母は必竟生活に幾分の補助を貧らんが為に工女とせるのみ」(二〇二—三ページ)と述べ、同じ農村工業地帯から劣悪な労働力が放出されることを指摘した。また『職工事情』においても「土着子ハ家ニ在リテハ賃機

第21表 女子雇人の年代別年数

年代	1	2	3	4	5	6	7	計
大正 1				1				1
2				1				1
3				1	1		2	4
4		1	1	2	1			5
5	2							2
6	2	1		1	1			5
7				5	1			6
8					1			1
9		1			1			2
10		1		1				2
11		4	1					5
12		3	1		1			5
13		6	5	1				12
14			7		5			12
昭和 1		1	3	1				5
2	1		2	1	3			7
3	1	2	2	1	4	1		11
4		3	3		4	1		11
5	1	2	2		3			8
6			2		2			4
7		2	1	3	4			10
8	1	1	4		6			12
9	1	1	1	1	3			7
10	1	3	2	1	4			11
11			1		7			8
12		1			1			2
13					1			1
14			2					2

出所：阿部家「職工調査表」、穴原家「雇傭契約書」、  
見習職工雇傭契約書より作成

産業資本確立期における雇傭労働(二)(古庄)

述べておられる。

V

ヲ織ル方工女トナリ長キ年数間羈束セラル、ヨリ利益アリ加之  
其土地ニ在リテ機織工女ト言ヘハ一般ニ卑下サル、ノ風アリ又  
父兄ニ於テモ工女トセハ風儀ヲ乱シ自墮落トナリ真面目ニ家政  
ヲ取ル能ハサルノ弊ヲ恐ル、ヨリ今日ニ於テハ土地ノ者ニテ工  
女トナルモノハ極貧者ノ子女ニ限レルモノ、如シ」(第一巻二  
四〇ページ)と報告されている。

57 三瓶孝子氏はこの点について「契約金で年数労働にはいった  
者が、期間終了後、同一機場にとどまったことは非常に少ない  
ようである。年数間中の束縛からの解放は他の雇傭者に経験工  
としてはいることであつたろう」(『前掲書』五一五ページ)と

一 一 こうして一つには「工場法という対錘」がおかれた  
ことにより、二つには「惨苦の茅屋」(Jammerhöhlen)と  
いわれた農家副業としての賃機の解体によつて、「半隷奴的  
賃銀労働者」とさえ規定された織物業の雇傭労働力も、とも  
かく一定程度の近代化をとげたのであるが、しかし他面では  
なお幕藩体制期以来の前近代的人格を完全に一掃するには至

第22表 年期別解雇事由（阿部工場）

解雇事由	年期								計
	1	2	3	4	5	6	7	不明	
満期	7	5	11 (1)	3	11 (1)	1	2	6 (1)	46 (3)
無断家出		3	1	3	7 (4)			1 (1)	15 (5)
解雇				1	5 (1)			1	7 (1)
病氣			1	2			1	2 (1)	6 (1)
死亡				2	2				4
不明	1	5	5	6	15 (3)			10 (1)	42 (4)
計	8	13	18 (1)	17	40 (9)	1	3	20 (4)	120 (14)

出所：「職工調査表」より作成 なお（ ）内は男子を示す。

らなかつた。長年期奉公人のばあい前掲「契約書」の第六条によれば、雇傭者が契約に違反するか、あるいは雇傭者の責任に帰すべき事由によつて解雇される場合には、雇傭者の有する貯金中雇主が支給した給与部分は支払わないことがあり得ると明示されており、また第七および八条には、雇傭者は契約年限中はやむを得ない事情のため労務に服することがで

産業資本確立期における雇傭労働（古庄）

第23表 年期別契約外勤務状況

年期 月	年期							計
	1	2	3	4	5	6	7	
0～6	1		1	2	4			8
6～12		2	2	2	2			8
12～18	1	1	3				1	6
18～24				1				1
24～30					2	1		3
30～36			1					1
36～					1			1
計	2	3	7	5	9	1	1	28

出所：阿部工場「職工調査表」により作成

きないばあいを除けば、解約の申し出をすることができず、もし雇傭者が正当な理由なく解約を申し出たばあいには、それによつて生ずる損害を雇主に賠償しなければならぬと規定されている。ここではなお資本と賃労働との近代的な契約関係が、十分な成熟をみせていないといえよう。同様に短年期奉公人についても、前掲「契約書」第八、九、一一条に示されているごとく、雇主の権限が一方的に保障されているのに反して、雇傭者のそれはほとんど無視されている。ここでもまた、語の本来的な意味での近代的契約関係は成立していなかつたとみてよからう。



そればかりではない。貸銀形態は現物給与から通貨による支払いにかわり、また年給から出来高払いにかわったにもかかわらず、織物業における労働力を特徴づけた例の年制制そのものは、原則として踏襲された。大正元年から昭和一四年に至る二八年間の女子雇人の年制を年代別にみると、四年以上の長年期奉公人は時代を下るにつれて減少するどころか、むしろ増加の傾向さえみせている(第21表参照)。その結果、長年期奉公人につきまとい離れなかったあの「経済外強制」も、依然として色褪せはしなかった。それは年制別解雇事由のなかによく示されている。阿部工場の雇傭労働者一二〇名についてみると、第22表のごとく満期四九名、無断家出または逃亡一五名、強制解雇七名、病氣六名、死亡四名、その他不明四二名となっており、満期以外のものが無視できない比重を占めている。しかもこれを年制別にみると、年制四年以上の長年期奉公人に集中しているが、年制三年未満の短年期奉公人のばあいにもそれは無視することができない。それはまた多額の前借金と、それに伴う契約外勤務状況のなかにも明白に表われている。穴原工場の事例についていえば、前掲第12表のごとく、総数九三名のうち大部分が前借を受けており、しかもその大半がそれを契約時に受けている。このため年制の長短を問わず、勤務年限を多かれ少なかれ延長しなければならなかった(第23表参照)。

第24表 足利地方における工場法適用工場

業種別	大正12			昭和10		
	工場数	職工数	一工場当り職工数	工場数	職工数	一工場当り職工数
織物業	48	3,739	77.9	137	5,554	40.5
燃糸業	10	118	11.8	4	338	84.5
染色加工業	10	182	18.2	10	197	19.7
整理業	1	28	28.0	19	361	19.0
計	69	4,067	58.9	170	6,450	37.9

出所：足利織物同業組合『業務成績』により作成

一二 機械制工業の確立にもかかわらず、このような前期的雇傭関係が依然として維持された原因は、どこに求めたらよいのであろうか。それは大ざっぱにいってつぎの二点にあるように思われる。第一に、機械制工業が確立したとはいえ、その経営規模は概して零細であり、全体の八〇%以上が織機二〇台未満職工二〇人未満の小経営であった。工場法適用工場のみについてみても、第24表のごとく大正一二年には一工場当りの職工数は七七・九人、昭和一〇年には工場法適用基準が職工一〇人以上の工場に引き下げられたこともあって、わずかに四〇・五人にすぎなかった。その他の織物関係業、すなわち燃糸業、染色加工業、整理業、

業などについても、ほぼ似かよった傾向がみられた。<sup>(69)</sup>このことは当然のことだが、イギリスにおいて典型的にみられたように、大経営による小経営の駆逐をドラスティックに推し進め、農工の直接的結合を破壊し、「フォージェルフライ」な賃労働を創出するかわりに、賃機農家を「職工農家」に再編成することによって、農工の結合を維持せしめる結果となった。<sup>(69)</sup>じじつ前掲第8表に示したように、昭和初期には力織機工場の七一%までが賃機であった。第二に、このことと不可分の関連にあることだが、農業における資本主義の形成がきわめて微弱であり、したがって農民層の近代的分解が著しく不徹底であったことである。賃機の零落は小農経営から副業収入を奪い、その再生産を破壊したが、このことはただちに彼らの脱農民化をもたらすものではなかった。第25表によって足利郡における職業別戸数をみると、職工戸数を含む工業戸数は、この地方でマニユの一般的な展開をみる日露戦争前後から、相対的にも絶対的にも増加しはじめ、昭和一年には全戸数の三五・四%を占めた。しかしこのような工業戸数の増加は、かならずしも農業を犠牲とするものではなかった。農家戸数は明治末年以降相対的には低下しながらも、絶対的にはむしろ増加の傾向にあった。

農民層分解の状態を簡単に検討してみよう。まず自小作別農家戸数では、明治末年まで一貫して看取された自作の減少

第25表 足利郡における職業別戸数

	農 業		工 業		商 業		計
	戸 数	%	戸 数	%	戸 数	%	
明治37	6,852	51.5	1,833	13.8	2,800	21.0	13,304
43	7,763	50.0	1,498	9.6	2,568	16.5	15,537
大正13	6,803	33.2	5,981	29.2	3,830	18.7	20,462
15	6,673	32.0	6,019	28.9	4,132	19.8	20,838
昭和3	6,833	32.3	6,461	30.5	3,759	17.8	21,155
5	7,052	32.7	6,117	28.4	3,935	18.3	21,541
7	7,067	31.9	6,486	29.3	3,580	16.2	22,136
9	7,055	30.8	6,986	30.5	3,789	16.5	22,932
11	6,606	27.6	8,457	35.4	4,321	18.1	23,908

出所：明治期は『栃木県勸業年報』、大正期以降は『栃木県統計書』より作成

と小作の増加という傾向とはかわって、ここでは自作が着実に増加しているのに反して、自小作は停退的であり小作はかえって減少している(第26表参照)。耕地耕作面積別農家戸数の点では、明治後期において農業生産力の基本的なない手であったとみなされる二町以上の大農経営が急速に減少す

第26表 足利郡自小作別農家戸数 (%)

年 度	自 作	自作兼小作	小 作	計
大正 2	1,435 (16.85)	3,887 (45.63)	3,196 (37.52)	8,518 (100.00)
5	1,197 (15.46)	3,347 (43.24)	3,197 (41.30)	7,741 (100.00)
9	1,203 (15.30)	3,396 (43.18)	3,265 (41.52)	7,864 (100.00)
13	1,426 (17.48)	3,809 (46.70)	2,922 (35.82)	8,157 (100.00)
昭和 4	1,548 (18.17)	3,980 (46.72)	2,991 (35.11)	8,519 (100.00)
7	1,687 (19.61)	3,965 (46.09)	2,950 (34.30)	8,602 (100.00)
11	1,751 (20.17)	3,655 (42.10)	3,275 (37.73)	8,681 (100.00)

出所：『栃木県統計書』により作成

産業資本確立期における雇傭労働(二)(古庄)

る反面、二町未満層、とくに五反〜二町層はこの時期に著しく増加していることが知られる(第27参照)。また第28表によって専・兼業別農家戸数をみると、わずかではあるが専業農家の比率が増加し、逆に兼業農家の比率は減少していることがわかる。しかもここでの兼業農家は主として第二種兼業と推定されるので、おそらくそれは五反未満の零細農家であったとみてよからう。このように大正期から昭和期にかけて、小作および自作の自立化とそのブルジョワ化が一定程度進行した

第27表 足利郡耕地耕作面積別農家戸数 (%)

年 度	5 反未 満	5 ~ 10 反	10 ~ 20 反	20~30反	30反以上	計
大正 2	4,688(55.03)	2,205(25.89)	1,350(15.85)	208(2.44)	67(0.79)	8,518(100.00)
5	3,399(43.92)	2,903(37.50)	1,197(15.46)	184(2.37)	58(0.75)	7,741(100.00)
9	3,470(44.12)	2,866(36.44)	1,347(17.13)	164(2.09)	17(0.22)	7,864(100.00)
13	3,791(46.48)	2,771(33.97)	1,400(17.16)	177(2.17)	18(0.22)	8,157(100.00)
昭和 4	3,872(45.45)	2,997(35.18)	1,515(17.78)	119(1.40)	16(0.19)	8,519(100.00)
7	3,623(42.12)	3,207(37.28)	1,600(18.60)	157(1.83)	15(0.17)	8,602(100.00)
11	3,765(43.37)	3,141(36.18)	1,585(17.68)	198(2.28)	42(0.49)	8,681(100.00)

出所：「栃木県統計書」により作成

一一〇

のであるが、他方、地主制の体制的残存と工業における独占資本主義の確立は、農民層分解のより一層の進行を阻んだのである。

58 山田盛太郎『日本

資本主義分析』四四ページ参照

59 在来産業におけるこのような経営規模の零細性は、資本蓄積の不足と市場構造のあり方によるものであり、同時にまた原系供給部門による独占体制の確立にも起因するものであった。この点についてはさしあたって、現代日本産業発達史研究会編『現代日本産業発達史Ⅱ 繊維上』

第28表 足利郡における専・兼業別農家戸数

	専業		兼業		計
	戸数	%	戸数	%	
大正 2	4,499	52.8	4,019	47.2	8,518
4	4,336	56.4	3,352	43.6	7,688
6	4,444	57.2	3,319	42.8	7,763
8	4,571	58.4	3,257	41.6	7,828
10	4,193	53.0	3,725	47.0	7,918
12	4,658	57.6	3,425	42.4	8,083
14	4,771	58.0	3,461	42.0	8,232

出所：「栃木県統計書」より作成

―第五編第二章第三節筆者執筆部分および拙稿「レーヨン工業の確立と絹業の変貌」―駒沢大学商経学会『研究論集』第五号 一三一―二ページを参照されたい。

61 60 堀江英一『近代産業史研究』一四四―五ページ参照

織元―賃機関係は、それ自体小商品生産の分解の結果を示すものであるが、しかしそれは農民層の近代的分解を阻み、地主―小作関係を再生産する役割を果している。この点については農民運動史研究会編『日本農民運動史』九一四ページを参照されたい。

産業資本確立期における雇傭労働(二)(古庄)

62 綿谷越夫「資本主義の発展と農民の階層分化」―『日本資本主義と農業』二一〇ページ参照

63 独占資本主義段階において農民層の両極分解が歪曲される原因としては、いわゆる「シェーレ」の問題および税金の不均等徴収と不均等散布などの点が一般に指摘されている。石渡貞雄『農民分解論』第二章を参照

VI

一三 冒頭でも指摘したように、第二次大戦後における幕末経済史研究の発展には、まことに目をみはるものがあった。数多くの地域で、商業的農業および農村工業の精緻な実証的研究が進められ、その結果かつては夢想だにできなかった新しい事実、すなわち農業における「富農」経営と、農村工業における「マニユ」の広範な形成を確認することができたのである。とはいえ、そうした「富農」経営および「マニユ」の性格をどのように評価すべきかについては、今日なお見解の一致をみていない<sup>63)</sup>。一九五九年の歴史学研究会の大会を一つの契機として、幕末Ⅱ明治期における雇傭労働の実証的研究が多くの人びとによってはじめられたのは、じつはこうした問題を、直接生産者の再生産構造の視点から説明するためであった<sup>64)</sup>。しかし従来の諸研究のばあい若干の例外を除けば、分析の対象が主として幕末Ⅱ維新时期に限られており

したがって近代的賃労働の形成過程を全体的に展望するうえで、かならずしも十分とはいえないように思われた。そこで本稿においては、とくに産業資本確立期の雇傭労働の分析を通じて、この点を幾ばくかでも明らかにしようとして試みたのである。それによって、われわれはおよそつぎの諸点を明らかにすることができた。

第一に、「マニユ」から機械制工業への移行は、そこでの労働力形態に一定程度の近代化をもたらした。すなわち、労働力構成の点では依然として、年期四年以上の長年期奉公人と三年未満の短年期奉公人が併存しているとはいえず、両者の比重はマニユ段階とは大きく異なって、短年期奉公人および日雇が主たる労働力基盤となった。のみならず内実そのものも著しく変り、短年期奉公人は例外なく出来高制となり、また長年期奉公人は日給もしくは出来高制となった。労働力のこのような一定程度の進化は、一つには大正五年に施行された工場法の発効によるものであり、二つには小生産者層に賃機の解体に起因するものであった。第二に、それにもかかわらず、契約関係には相変わらず前期制がまといつき、またわが国の繊維労働力を特徴づけた旧来の年期制度そのものも一貫して継承された。そしてこうした年期制度を支えたものは多額の前借金の存在であり、さらにつきつめていえば、そうした前借金を不可欠とする、地主制下の小農民経営の存在であ

った。年期制度と長年期奉公人の解消は、戦後の労働基準法の制定と農地改革をまたなければならなかった。

一地域の個別経営にかかわる雇傭労働力の分析から引き出された、以上のような一応の結論を、ただちに一般化することはできないかもしれない。しかし諸種の報告書が伝えるところによれば、こうした傾向はある程度普遍性をもっているように思われる。たとえば、日銀福島支店による大正七年末の調査によれば、米沢織物業の雇傭労働力はつぎのごとくであった。「機業ニ使用スル職工ハ普通二年乃至五年ノ年期契約ヲ以テ雇入ル、以前ハ多ク越後地方ヨリ来リシカ近来ハ県下村山荘内方面ヨリ来ルモノ多ク、殆ト皆妙齡の婦女ナリトス、総テ雇主ノ下ニ起臥シ食料ハ自弁ナリ、賃銀仕払方法ハ出来高払ニシテ織物ノ種類ニ依リ差等アリ<sup>(66)</sup>」。労働力の商品化には一定程度の発展がみられながらも、年期制度そのものは相変わらず踏襲されていたことが察知できるのである。大正末年における農商務省工務局の調査報告<sup>(67)</sup>によっても、絹織物業における雇傭労働力についてはほぼ同様のことが看取されるのである。

一四 林英夫氏は、「絶対主義の経済的基礎は寄生地主制であり、それはまた封建制から資本制への過渡的体制であるから、寄生地主制成立期の農民層分解は資本家と賃労働者を分出するものではなく、基本的には地主と小作人を分出する

ものである<sup>68</sup>という見地から、幕末尾西地方の織元の雇傭労働力が、経済外強制を伴なう年期奉公人を主体とするものであったとして、その経営のマニユ的性格を否定された。そしてマニユ経営たるためにはこうした年期奉公人にかわって、出来高制の労働力が支配的にならなければならぬと指摘された<sup>69</sup>。マニユにおいて、短年期奉公人ないし出来高制労働者がかかなり広範にみうけられることは否定しえないし、またこの点については、われわれもすでに指摘しておいたところである<sup>70</sup>。しかしこのことは逆に、幕末期における織屋の性格を、長年期奉公人が主たる労働力基盤をなしているという理由で、ただちにマニユではないといえることはできないであろう。林氏自身も指摘されるように、出来高払いの労働者はすでに幕末段階でもみうけられるのであり<sup>71</sup>、ただそれが少数であることにすぎなかった。とするならば、高村直助氏のいうように、賃労働についての特異なメルクマール<sup>72</sup>をもつて、それに妥当しない労働力形態を、一義的に「半封建的分解」の所産としての非近代的雇傭労働として律しきろうとする林氏の理解には、疑問がもたれるのである。過渡期における雇傭労働はいま少し過渡的なものとして把握する必要があるのではなからうか。

また市川孝正氏は、過渡期における織物業の雇傭労働力を長年期奉公人と短年期奉公人に分け、前者は「主として技術

の習得を目的とし、年季明けの後は再び農民経営の一環に還元するところの「不熟練労働力」<sup>73</sup>であって、近代的賃労働の検出にさいしては、その対象をこの種の奉公人に求めるべきではなく、直接生産者<sup>74</sup>封建的小農民の商品生産者化とその分解の過程に求めなければならぬとされた。同氏の立論は、農村工業における雇傭労働力の進化の過程を、小生産者層の分解という視角から分析したものとして注目すべきものであるが、しかし労働力の存在形態とその経営の性格との関連がかならずしも明らかにされておらず、結果的には林氏と同様に、長年期奉公人の支配的存在をもって経営の性格を規定されているように思われる<sup>75</sup>。

資本制生産の発展程度の如何は、単に商品の生産<sup>76</sup>流通が存在するという流通上の諸現象にその指標を求めるべきではなく、その商品がいかにして生産されまた流通しているかということ、いいかえれば、直接生産者の労働力の再生産がどのようにしてなされているかという分析視角はむしろ正しいものであるが、その適用にさいしては十分留意する必要があるのではないだろうか。(一九六四、二二、八)

64 この点についてはさしあたって市川孝正「農村工業」―『明治

治維新史研究講座』第二巻四六ページ以下および長倉保「幕末・明治初期の産業史研究の動向」―『歴史学研究』第二六一号三四ページ以下を参照されたい。

- 65 古島敏雄「幕末期の農業被傭労働者」―『封建社会解体期の雇傭労働』一七五―六ページ参照
- 66 日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第二三卷八四二ページ
- 67 農商務省工務局編『織物及莫大小に関する調査』二一八ページ
- 68 林英夫『近世農村工業史の基礎過程』二一六ページ
- 69 林英夫「尾西における明治後半期の雇傭労働」―『封建社会解体期の雇傭労働』二三〇ページ参照
- 70 拙稿「明治末期における織物マニファクチュア」―『社会経済史学』第二八卷第六号一二ページ参照
- 71 林英夫『前掲書』四〇八九ページ参照
- 72 高村直助「林英夫著『近世農村工業史の基礎過程』」―『史学雑誌』第七〇編九号九七ページ参照
- 73 林氏は『前掲書』において「自由な賃銀労働者」の指標として(一)労働者自身の判断で自分の労働力を自由に商品として販売することができるかどうかということ、(二)労働力の代償として賃銀が支給されたか否かということ、(三)一切の身分的隷属関係、経済外強制から開放されていたかどうかということ、の三点をあげておられる(一八八ページ)。理論上での「二重の意味での自由」というばあいには、この他に生産手段からの自由を問題にすべきであるが、ともかくこのような指標を厳密に具體的な雇傭労働に適用するならば、機械制工業の段階においても賃労働者を広範な規模で確認することは、かなり困難である
- 74 市川孝正「農村工業における雇傭労働」―『封建社会解体期の雇傭労働』一七〇―一ページ。
- 75 市川孝正「幕末―明治初期の織物業における直接生産者の存在形態」―『土地制度史学』4三六ページ参照
- 本稿の作成に当っては、足利市の西田喜之助、阿部和蔵、穴原松太郎の諸氏に資料の借覧その他についていろいろお世話になった。記して感謝する次第である。